ペットボトルの再商品化

８市町村（帯広市、音更町、芽室町、中札内村、更別村、幕別町（忠類地区除く）、池田町、豊頃町）で収集されたガラスびん、ペットボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装は、十勝圏複合事務組合（以下「組合」という）が資源ごみの中間処理業務を委託している「十勝リサイクルプラザ（第１工場)」に搬入されます。同工場において種類別に選別・圧縮・保管業務を行い、それぞれの再商品化を行う再商品化事業者へ引渡しています。

資源ごみの再商品化は２つの方法があります。

・指定法人ルート　　組合が公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に再商品化を委託
・独自ルート　　組合が再商品化事業者と直接契約し、再商品化を委託

ペットボトルは平成１６年度から、従来の指定法人ルートのほか、独自ルートによる処理を行なっています。

・ペットボトルを引渡した事業者　　㈱ウィンクリン　第２工場
　　帯広市西２３条北４丁目６番地
・再商品　　再生ペットフレーク
　　（繊維、卵ケース等のシート材の原材料）

組合は指定法人ルートとして公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に再商品化を委託しているほか、独自ルートとして資源ごみの選別・圧縮・保管業務を行っている十勝リサイクルプラザ（第１工場）を運営している第三セクターの㈱ウィンクリンにペットボトルを引渡し、同社は第２工場にて破砕・選別・洗浄・脱水・乾燥を行い、繊維や卵ケース等のシート材の原料となる再生ペットフレークを製造しています。再生ペットフレークの売却先は資源の国内循環を図るべく、主に国内の再商品化企業としています。

再商品化された再生ペットフレークの売上金は必要経費控除後、十勝リサイクルプラザ（第１工場）の運営費（委託料）の一部にあてられます。

引渡し量内訳

区分 / 年度	指定法人（ｔ）	独自処理（ｔ）	計（ｔ）
平成２７年度	164	698	862
平成２８年度	162	725	887
平成２９年度	163	747	910